

秋田由利本荘洋上風力合同会社「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年10月31日付けで秋田由利本荘洋上風力合同会社より届出された「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年12月27日
- (2) 秋田県知事意見 * 平成30年3月13日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第1回)
*平成30年4月5日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・沿岸域に生息する魚食性のミサゴ等の猛禽類は洋上風力発電施設の設置に伴う魚類蝟集に応じて行動圏が変化する可能性があるため、そのような沿岸域におけるミサゴ等について行動を調査すること。	・方法書に記載した鳥類現地調査手法の範囲で、ミサゴ等に注目した調査結果の整理を行い、風車基礎部への魚類等の蝟集効果を考慮した行動圏の変化の観点から定性的な評価を検討する。

(1)～(3)の資料については、下記URLを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、秋田県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。